

令和2年5月6日

保護者の皆さまへ

尼崎市 長

### 兵庫県の休業要請に基づく保育施設（事業所）の受け入れについて（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。  
このたび、国の緊急事態宣言及び兵庫県の休業要請が5月31日（日曜日）まで延長となることから、あらためて、5月7日以降の本市の対応につきまして、次のとおりと致します。

#### 1 保育施設（事業所）の開所について

4月28日に配布しました通知文では、「5月7日以降も兵庫県の休業要請が現状のまま継続される場合」は、「引き続き、保育施設（事業所）での子どもの受け入れを限定致します」としておりました。

今回、兵庫県が休業要請を延長したことを受け、本市では、子どもや保護者、職員への感染防止、ひいては子どもの命を守るため、引き続き、保育施設（事業所）での子どもの受け入れを限定致します。

保護者の皆さまには、引き続き、できる限りお仕事等の都合をつけていただき、原則として家庭での保育をお願い致します（原則テレワークを含む。）。

なお、真に保育が必要な方につきましては、5月2日までに「保育申出書」をご利用の保育施設に提出等いただいているところです。

#### 2 実施期間

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）

#### 3 保育の対象

5月6日までと同様に、兵庫県が基本的に休業要請を行わない施設に勤務する方など。

なお、対象施設に勤務する場合であっても、保育施設が濃厚接触の場となることも踏まえ、現状登園を自粛されている場合や今後お仕事の都合がつく場合などを含め、引き続き、できる限り在宅での保育を行っていただきますようお願い致します。また、やむを得ず登園される場合も、勤務等の都合がつき次第お迎えに来ていただきますよう、お願い致します。

#### 4 在宅保育中の支援

緊急事態宣言に係る兵庫県の方針に基づき、在宅での保育を支援するため、ご利用の保育施設（事業所）から必要に応じて電話での育児相談や健康面の聞き取り等をさせていただきます。

#### 5 保育料等について

家庭での保育にご協力いただいた場合は、日割り計算等による軽減措置を実施致します。

以上